平成２４年（フ）第５５５号
川崎市川崎区大島３丁目20番９号
債務者　市川　英明
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
川崎市多摩区長尾７丁目６番16―101号
債務者　瀬尾　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６４号
川崎市川崎区小田３丁目12番10号　第５柳本荘102
債務者　日下　義之
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
川崎市宮前区犬蔵１丁目34番８号　M．Nコーポ101、前住所川崎市宮前区菅生６丁目25番７号
債務者　佐々木節子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
川崎市幸区南加瀬４丁目22番８号　幸荘、前住所川崎市麻生区千代ケ丘３丁目18番地８千代ケ丘荘
債務者　影山　竜久
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
北海道標津郡中標津町西８条南８丁目３番地２
債務者　工藤　公博
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第２２２６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮９丁目27番21号
債務者　三浦　恵子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８０号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ14棟202号
債務者　大舘　絵里
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０４号
横浜市磯子区上町９番16号
債務者　原　　貴子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２３号
横浜市港北区新吉田東８丁目31番24―201号
債務者　桂　　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３７８号
神奈川県大和市林間２丁目21番４号　ラプラス林間106
債務者　佐藤　大地
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第５３１８号
大阪市北区西天満３丁目１番５号英和ビル704号室
破産者　佐竹　秀朋
1　主文　当裁判所が平成24年10月22日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「佐竹　秀明」とあるのを「佐竹　秀朋」と更正する。
2　決定年月日　平成24年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県豊岡市日高町山宮901番地
破産者　亡北垣文夫相続財産（開始時の表示北垣文夫）
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５７３号
札幌市北区あいの里２条８丁目４番８号
破産者　医療法人札幌あいの里婦人科
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５５号
青森県つがる市木造千代町43番地
破産者　株式会社松勘商店
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係